

イスラエル株式ファンド

第9期決算と今後の見通しについて

2023年12月22日

平素は、「イスラエル株式ファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2023年12月21日に第9期決算を迎えました。当期の運用状況と今後の見通しについてまとめましたので、報告申し上げます。

なお、基準価額の水準等を勘案した結果、当期の収益分配は350円（1万口当たり、税引前）といたしました。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当ファンドの分配方針は以下の通りです。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

■ 基準価額・純資産・分配の推移（2023年12月21日現在）

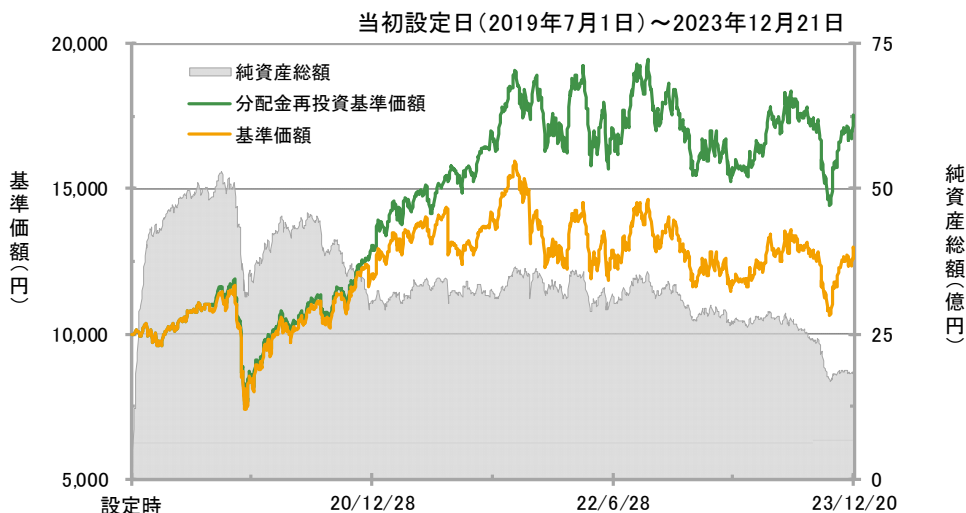
2023年12月21日現在

基準価額	12,589円
純資産総額	17億円

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1～4期	合計:	2,300円
第5期	(21/12/21)	1,400円
第6期	(22/6/21)	0円
第7期	(22/12/21)	0円
第8期	(23/6/21)	250円
第9期	(23/12/21)	350円

分配金合計額 設定来：4,300円
直近5期：2,000円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

お伝えしたいポイント

- 紛争の影響を受け一時急落するも、イスラエル株式市場は上昇
- イスラエル国内情勢の影響を相対的に受けにくいポートフォリオを維持

1.投資環境

イスラエル株式市場（現地:2023/6/21～2023/12/20）は、上昇しました。7月中旬までは、ネタニヤフ政権が進める司法制度改革を巡る国内の混乱が相場の下押し圧力となった一方で、米債務上限問題の解消によるセンチメントの改善や、米国での金融引き締め長期化懸念の後退により堅調に推移しました。その後は、司法制度改革を巡る国内の混乱が引き続き相場の下押し圧力となったものの、23年4-6月期のGDP成長率が市場予想を上回ったことなどが支えとなり、おおむね横ばい圏で推移しました。10月は、イスラエルとイスラム組織ハマスとの間で大規模な紛争が発生したことを受け、リスク回避の動きから急落しました。その後は、イスラエルとハマスとの間で一時的な戦闘の休止が合意されたことが好感されたほか、米国での金融引き締め懸念の後退を背景とする世界的な株高を受けて、反発しました。

イスラエルシェケルは、紛争発生を受けて下落したものの、イスラエル銀行（中央銀行）による自国通貨買いの為替介入などを背景に反発したため、対米ドル、対円でおおむね変わらずとなりました。

テルアビブ125種株価指数



※参考指数は、現地通貨イスラエル・シェケル建て・配当込み
出所：ブルームバーグ

2. 運用状況

当ファンドでは、中長期的に高い利益成長が期待される銘柄に投資しました。また、グローバルに事業を展開する銘柄の組入比率を高位とすることで、相対的にイスラエル国内情勢の影響を受けにくいポートフォリオを維持しました。

個別銘柄では、サイバーセキュリティに対する需要の高まりを背景にサイバーセキュリティサービスを提供する企業がプラス寄与した一方で、市場での過剰在庫が懸念された太陽光発電関連企業がマイナス寄与しました。

3. 市場見通し

今後の見通しは、イスラエルやイランを含む近隣アラブ諸国の動向次第であり、しばらくは不確実性の高い状況が続くと考えます。一方で、イスラエル経済は、紛争によって個人消費の低下などの影響がみられますが、コロナ禍でのロックダウン（都市封鎖）の時ほど深刻な状況には至っていません。また、紛争発生以降、経済・金融を含む政策対応を機動的に行うための挙国一致政府・戦時内閣の樹立や、市場の安定および適切な機能維持を意図した大規模な自国通貨買いの為替介入と市場への流動性供給などが実施されており、今後もイスラエル当局による政策面での支援が相場の支えになると期待しています。

中長期的には、イスラエルの健全なファンダメンタルズや堅実な財政政策、高い安定性を持つ通貨シケルに下支えされる形で、イスラエル株式市場は底堅く推移するとみています。

5. 今後の投資方針

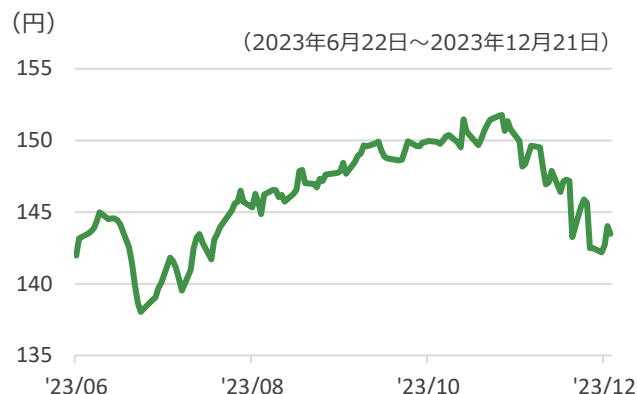
引き続き、グローバルに事業を展開する銘柄の組入比率を高位とすることで、相対的にイスラエル国内情勢の影響を受けにくいポートフォリオを維持する方針です。また、今後の運用においては、イスラエル国内情勢の影響を大きく受ける金融・不動産セクターなどの組入比率をさらに縮小し、イスラエル国内に事業基盤を置きつつもよりディフェンシブな性質を持つ銘柄やグローバルに事業を展開する銘柄の組入比率を拡大することなどを検討しています。

イスラエルをめぐる情勢は予断を許さない状況であり、引き続き高い緊張感を持って状況の推移を注視し、適切に対処してまいります。

為替相場：イスラエル・シケル（対円）



為替相場：米ドル円



出所：ブルームバーグ

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・イスラエル企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・イスラエル企業の株式に投資します。
- ・株式への投資にあたっては、以下の分析を通じて、厳選投資することを基本とします。
 - ◆ 第1段階：ビジネスモデルや収益の質・構造・持続性といった「企業の質」に着目した分析
 - ◆ 第2段階：PER や PBR 等の「バリュエーション」指標に着目した分析
- ・イスラエル企業の株式の運用は、アバディーン・インベストメンツ・リミテッドが行ないます。
- ・毎年 6 月 21 日および 12 月 21 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 イスラエルの証券市場は、先進国の中でも、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
	料率等	費用の内容			
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。			
信託財産留保額	0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
	料率等	費用の内容			
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.958% (税抜1.78%)以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。			
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。			
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。			
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
		〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社 (純資産総額に応じて)	販売会社	受託会社
		純資産総額 350億円以下の部分	年率1.00%	年率0.75%	年率0.03%
		純資産総額 350億円超700億円以下の部分	年率0.95%		
		純資産総額 700億円超の部分	年率0.90%		
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。			

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額 (1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、ナスダック (米国)、ロンドンの銀行のいずれかの休業日 ② テルアビブ証券取引所の休業日 (金曜日を除く) ③ 日曜日がテルアビブ証券取引所の休業日の場合、直前の金曜日 ④ ①～③のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	● アバディーン・インベストメント・リミテッドと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了 (繰上償還) させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、NISA (少額投資非課税制度) の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書 (交付目論見書)」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

イスラエル株式ファンド

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。